

## V 予 防 行 政

### 1. 防火管理制度

#### (1) 防火対象物と防火管理者

平成25年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、33,233件である。

(資料第40表参照)

また、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は、次のとおりである。

防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

#### 防 火 対 象 物 と 防 火 管 理 者

平成25年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理者 選任対象物	選 任 率	消防計画作成 済防火対象物	作 成 率
1-イ	劇 場 等	28	25	89.3%	25	89.3%
1-ロ	集 会 場 等	1,180	741	62.8%	680	57.6%
2-イ	キ ャ バ レ ー 等	1	1	100.0%	1	100.0%
2-ロ	遊 技 場 等	65	53	81.5%	48	73.8%
2-ハ	性風俗関連特殊営業等					
2-ニ	カラオケボックス等	21	21	100.0%	20	95.2%
3-イ	待 合 ・ 料 理 店 等	8	5	62.5%	5	62.5%
3-ロ	飲 食 店	699	409	58.5%	360	51.5%
4	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	994	603	60.7%	541	54.4%
5-イ	旅 館 ・ ホ テ ル	447	419	93.7%	413	92.4%
5-ロ	共 同 住 宅 等	1,539	930	60.4%	779	50.6%
6-イ	病 院 等	200	141	70.5%	125	62.5%
6-ロ	社 会 福 祉 施 設 等	292	261	89.4%	248	84.9%
6-ハ	老 人 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等	374	342	91.4%	334	89.3%
6-ニ	幼 稚 園 等	169	159	94.1%	155	91.7%
7	学 校	456	430	94.3%	417	91.4%
8	図 書 館 等	59	48	81.4%	41	69.5%
9-イ	蒸 気 浴 場	6	6	100.0%	6	100.0%
9-ロ	他 の 公 衆 浴 場	39	33	84.6%	27	69.2%
10	停 車 場	8	7	87.5%	7	87.5%
11	神 社 ・ 寺 院	248	167	67.3%	139	56.0%
12-イ	工 場 ・ 作 業 場	310	215	69.4%	192	61.9%
12-ロ	ス タ ジ オ	1	1	100.0%	1	100.0%
13-イ	駐 車 場	2	1	50.0%	1	50.0%
13-ロ	格 納 庫					
14	倉 庫	32	26	81.3%	22	68.8%
15	事 務 所 等	788	574	72.8%	517	65.6%
16-イ	特 定 複 合 用 途 施 設	1,559	1046	67.1%	908	58.2%
16-ロ	一 般 複 合 用 途 施 設	283	205	72.4%	171	60.4%
16/2	地 下 街					
16/3	準 地 下 街					
17	文 化 財 建 造 物	46	40	87.0%	40	87.0%
18	ア ー ケ ード					
	計	9,854	6,909	70.1%	6,223	63.2%

#### 防 火 管 理 者 講 習 受 講 者 数

	2 3 年 度	2 4 年 度
消 防 本 部	7 5 3 人	4 8 8 人

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。平成25年4月1日現在、特定防火対象物の消防設備設置状況は、次のとおりである。

特定防火対象物の消防設備設置状況

平成25年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数
1-イ 劇場等	39	37		3	3		24	24	
1-ロ 集会場等	378	365	5	10	9		65	62	3
2-イ キャバレー等	5	5							
2-ロ 遊技場等	61	61		3	3		22	21	
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	1		1				1		1
2-ニ カラオケボックス等	19	16	3				2	2	
3-イ 待合・料理店等	7	6	1				2	1	1
3-ロ 飲食店	316	303	11				13	9	4
4 百貨店・マーケット	826	794	27	77	74		136	120	15
5-イ 旅館・ホテル	561	549	6	14	14	2	290	274	3
6-イ 病院等	334	328	2	70	68	1	57	56	
6-ロ 社会福祉施設等	403	399	4	308	306	1	32	32	
6-ハ 老人デイサービスセンター等	446	444	2	13	13		51	47	3
6-ニ 幼稚園等	252	250	1	2	2		24	23	1
9-イ 蒸気浴場	6	6					6	6	
16-イ 特定複合用途施設	1,809	1,459	101	100	96	2	223	193	11
計	5,463	5,022	164	600	588	6	948	870	42

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。平成25年4月1日現在、防災防火対象物の防災物品使用状況は、次のとおりである。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成25年4月1日現在

	対象施設数	カーテン・どん帳		じゅうたん		合板等		未使用		
		防災使用	使用率	防災使用	使用率	防災使用	使用率	カーテン	じゅうたん	合板
1-イ 劇場等	40	27	67.5%	22	55.0%	2	5.0%	11	16	38
1-ロ 集会場等	1,013	628	62.0%	456	45.0%	38	3.8%	268	442	920
2-イ キャバレー等	1							1	1	1
2-ロ 遊技場等	80	37	46.3%	30	37.5%	1	1.3%	37	41	79
2-ハ 性風俗関連特殊営業等										
2-ニ カラオケボックス等	22	9	40.9%	11	50.0%	1	4.5%	11	9	21
3-イ 待合・料理店等	38	4	10.5%	2	5.3%		0.0%	32	36	38
3-ロ 飲食店	666	320	48.0%	201	30.2%	19	2.9%	287	390	620
4 百貨店・マーケット	1,307	536	41.0%	309	23.6%	35	2.7%	677	879	1,195
5-イ 旅館・ホテル	660	555	84.1%	479	72.6%	11	1.7%	59	146	640
6-イ 病院等	564	405	71.8%	294	52.1%	16	2.8%	110	238	531
6-ロ 社会福祉施設等	385	280	72.7%	216	56.1%	15	3.9%	61	131	354
6-ハ 老人デイサービスセンター等	623	388	62.3%	254	40.8%	12	1.9%	150	295	580
6-ニ 幼稚園等	290	209	72.1%	107	36.9%			27	152	286
9-イ 蒸気浴場	6	3	50.0%	4	66.7%			2	1	6
12-ロ スタジオ	3	2	66.7%	1	33.3%				2	3
16-イ 特定複合用途施設	2,723	1,154	42.4%	888	32.6%	46	1.7%	1,194	1,542	2,603
16-ロ 一般複合用途施設	264	26	9.8%	15	5.7%	1	0.4%	228	243	261
高層建築物	18	8	44.4%	6	33.3%			4	6	11
計	8,703	4,591	52.8%	3,295	37.9%	197	2.3%	3,159	4,570	8,187

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度である。

(平成15年10月1日施行)

防火対象物定期点検報告制度実施状況

平成25年4月1日現在

		点検を要する防火対象物		点検基準適合防火対象物		認定用件適合防火対象物(特例認定)	
		1号(300人以上)	2号(特定1階段)	1号(300人以上)	2号(特定1階段)	1号(300人以上)	2号(特定1階段)
1-イ	劇場等	24		4		5	
1-ロ	集会場等	245	3	115	1	5	
2-イ	キャパレー等						
2-ロ	遊技場等	38	6	22	4		
2-ハ	性風俗関連						
2-ニ	カラオケボックス等	6	1	4	1		
3-イ	待合・料理店等		1				
3-ロ	飲食店	3	23		1		
4	百貨店・マーケット	167	26	80	3	16	
5-イ	旅館・ホテル	129	52	99	19	11	16
6-イ	病院等	40	12	23	3	2	1
6-ロ	社会福祉施設等	10	6	6	3	2	
6-ハ	老人デイサービスセンター等	17	5	10	2		
6-ニ	幼稚園等	7	1	2		1	
9-イ	蒸気浴場等	6		1			
16-イ	特定複合用途施設	273	86	107	11	15	1
	計	965	222	473	48	57	18

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は、次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して義務講習を実施しており、平成24年度は、404人(前年度は404人)の受講者があった。

消防設備士試験

		特	1類		2類		3類		4類		5類		6類	7類	合計	
		甲	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙
23年度	受験者数	99	283	84	113	20	112	29	541	227	172	49	653	227	1,320	1,289
	合格者数	18	149	42	70	12	61	18	356	163	105	31	399	160	759	825
24年度	受験者数	64	306	51	109	24	106	17	480	252	125	44	569	154	1111	2301
	合格者数	13	88	17	47	7	20	8	133	130	17	17	212	101	324	492

## 2. 危険物の規制

### (1) 危険物施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

平成24年4月1日現在、危険物施設の総数は、2,986ヶ所で、これらのうち石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は2,950ヶ所で全体の98.8%を占めている。

(資料第41表参照)

### 危険物施設

各年4月1日現在

年	製造所	貯蔵所					取扱所				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
23	35	591	234	923	335	2,083	567	13	466	1,046	3,164	1,853
24	36	577	236	898	332	2,043	552	13	449	1,014	3,093	1,812
25	36	570	235	832	331	1,968	537	13	432	982	2,986	1,738

### (2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して保安講習を実施しており、平成23年度は729人(前年度は904人)の受講者があった。

### 危険物取扱者試験

		甲種	乙種							丙種	合計
			1類	2類	3類	4類	5類	6類	計		
23年度	受験者数	260	217	202	186	2,715	230	271	3,821	182	4,263
	合格者数	90	151	149	135	829	155	169	1,588	94	1,772
24年度	受験者数	225	174	164	193	2,509	195	196	3,431	237	3,893
	合格者数	77	124	118	146	817	144	133	1,482	122	1,681

### (3) 危険物施設に対する立入検査

県及び市町村が実施した危険物施設等に対する立入検査及び措置命令は、次のとおりである。

### 危険物施設に対する立入検査

	平成23年度			平成24年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	回数		施設数	回数	
製造所	22	22	0	21	22	0
貯蔵所	795	835	1	718	768	1
取扱所	473	496	0	456	479	0
計	1,290	1,353	1	1,195	1,269	1

### 3 火災予防運動

#### (1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間等を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

#### 全国火災予防運動

	期 間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日～15日	『消すまでは 出ない行かない 離れない』
文化財防火デー	1月26日	『育てよう 歴史を守る 防火の心』
春季全国火災予防運動	3月1日～7日	『消すまでは 出ない行かない 離れない』
全国山火事予防運動	〃	『守りたい 森の輝き 防火の心』
車両火災予防運動	〃	

#### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を収得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成25年4月1日現在、6団体に31組織が結成され、クラブ員数は2,169人である。  
(資料第42表参照)

#### (3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るため結成された組織で、平成25年4月1日現在、少年消防クラブは、3団体で4クラブ結成されており、クラブ員数は87人である。また、幼年消防クラブは、9団体で120クラブ結成されており、クラブ員数は8,082人である。  
(資料第43・44表参照)